

第5章

人が輝く心豊かなまちづくり

14	意欲のある人づくり	
	(1) 幼児教育の充実	116
	(2) 義務教育の充実	118
	(3) 高等学校・高等教育機関との連携・活用	120
15	家庭や地域社会の教育力の向上	
	(1) 生涯学習推進体制の充実	122
	(2) 青少年の健全育成	124
16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	
	(1) 文化財の保護・継承	126
	(2) 芸術文化の振興	128
	(3) スポーツ・レクリエーションの振興	130

14 意欲のある人づくり

(1) 幼児教育の充実

基本方針

生涯にわたる望ましい人間形成の基礎を培うため、幼児教育の充実を図るとともに、家庭・地域・幼稚園・保育園・小学校が相互に連携し、幼児が心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
幼稚園と小学校の年間 交流回数	7 幼稚園の 合計回数	H18 年度	6 回	▶ 35 回	▶ 45 回
保育園と小学校の年間 交流回数	17 保育園の 合計回数	H18 年度	20 回	▶ 82 回	▶ 102 回

現状と課題

●現状

近年の少子化・核家族化の進行や女性の社会進出の増大等によって社会環境が大きく変化し、幼児期に身につけるべき自制心や規範意識が育ちにくい状況があります。また、地域において一緒に遊ぶことができる子どもの減少や家庭・地域社会の教育力の低下などの問題が指摘されています。

●課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、家庭・地域・幼稚園・保育園・小学校が十分な連携をとりながら、幼児一人ひとりの健やかな成長を促していくことが大切です。

このため、就学前教育の充実に当たっては、地域社会の資源を生かした創意あふれる教育活動を展開し、集団生活の中で人・物・事とのかかわりを通して、幼児期に身につけるべき自制心や規範意識を育てる教育を実現する必要があります。また、小学校との間で円滑な移行・接続を図る観点に立って、幼稚園・保育園と小学校の連携を推進するとともに、幼稚園と保育園がそれぞれの目的や役割を果たしながら相互の連携を推進していくことも必要となっています。

幼稚園・保育園の状況（平成 24 年 4 月現在）

区 分	園 数	園児数
幼 稚 園	7	628 人
保 育 園	17	1,349 人

施策体系

(1) 幼児教育の充実

① 幼児教育活動の充実

② 教職員の資質及び専門性の向上

施策展開

① 幼児教育活動の充実

家庭や地域において幼児教育に関する理解を深め、幼稚園・保育園への就園を促進するとともに、幼稚園・保育園と小学校の連携を推進します。

<主な取組>

- ・研修会、教育相談の開催
- ・リーフレット等の作成
- ・地域の伝統行事、イベント等への参加
- ・幼稚園・保育園と小学校の交流

② 教職員の資質及び専門性の向上

幼稚園・保育園・小学校間の相互理解を図り、教職員の資質及び専門性の向上を推進します。

<主な取組>

- ・園内研修の充実
- ・研修会、研修講座への参加推進
- ・幼稚園・保育園・小学校教職員合同研修会への参加推進

序
論

基本
構
想

プロ
ジ
ェ
ク
ト
戦
略

基本
計
画

第
五
章

人
が
輝
く
心
豊
か
な
ま
ち
づ
く
り

14 意欲のある人づくり

(2) 義務教育の充実

基本方針

義務教育は、生涯学習の基礎を培う場であり、確かな学力と豊かな人間性、健やかでたくましい体の育成を図り、自ら学び自ら考え行動する「生きる力」を育むことを目指します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
不登校児童・生徒※の割合 (1000人当たり)	不登校児童・生徒数 ÷ 全児童・生徒数 (小・中学校) × 1000	H18.5	11.8人	▶ 8.2人	▶ 減少させる
「学校の授業はよくわかりますか」児童・生徒の肯定的回答の割合	「よくわかる」「大体わかる」児童・生徒数 ÷ 全児童・生徒数 (小・中学校) × 100	H20.12	87.0%	▶ 89.9%	▶ 増加させる

現状と課題

●現状

市内の小・中学校の児童生徒数の推移は、平成19年(2007年)現在、5,490名から平成24年(2012年)現在5,291名と、緩やかな減少傾向が続いています。

このように少子化が進む中、子どもたちを取り巻く環境は、核家族化の進行や大人のライフスタイル・価値観の多様化に伴い、急速に変化しており、子どもたちの学力や体力の低下、規範意識や自立心の希薄化、社会性の欠如、いじめ、不登校などの問題が生じています。

●課題

子どもたちを取り巻く環境の変化や指摘されている問題に対応するため、「わかる授業」づくりや積極的な生徒指導、夢や目標の実現を目指すキャリア教育に一層努めるとともに、他を思いやる心、善悪を判断する力を育む取組を強化するなど、学校の教育力を向上させることが必要です。

また、地域に開かれた学校づくりを通して、学校と地域が目標を共有し、地域社会が教育活動に積極的に参加する機運を高め、学校、地域、家庭が一体となって社会全体で子どもたちを健やかに育てる環境を整えることが大切です。

小学校・中学校の状況(平成24年5月現在)

区 分	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	13	158	3,550人
中学校	7	68	1,741人

※不登校児童・生徒：

連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒(病気又は経済的理由による欠席を除く)。

施策体系

(2) 義務教育の充実

- ① 教育環境の整備
- ② 教育内容・方法の充実
- ③ 学校給食の充実
- ④ 学校保健・体育の充実
- ⑤ 学校安全教育の充実
- ⑥ 特別支援教育の推進

施策展開

① 教育環境の整備

保護者や地域住民に開かれた学校づくりを推進するため、学校評価の効果的な実施や情報発信などを行うとともに、学校施設の整備充実、地域開放を図ります。

<主な取組>

- ・学校評価、情報公開の推進
- ・学校施設の整備・充実
- ・学校公開日の拡大
- ・地域との情報交換の充実

② 教育内容・方法の充実

変化の激しい社会に対応するため、確かな学力と豊かな人間性、健やかでたくましい体を育成するとともに、キャリア教育の充実を図り、意欲的に自己実現を図る「生きる力」を育むことを目指します。

<主な取組>

- ・山陽小野田方式「生活改善・学力向上プロジェクト」の推進
- ・学習指導方法の工夫、改善
- ・情報教育の推進
- ・生徒指導の充実・徹底
- ・キャリア教育の充実

③ 学校給食の充実

子どもたちの健全な食習慣の形成を図るため、学校給食を有効に活用し、学校全体で食に関する指導を体系的に行います。また、安心・安全な学校給食を提供するため、調理施設・設備の整備充実を図ります。

<主な取組>

- ・学校給食施設・設備のドライシステム化
- ・給食内容の充実
- ・学校給食を活用した食育の推進

④ 学校保健・体育の充実

児童生徒が生涯にわたる心身の健康の保持増進を図るため、健康教育、健康管理などを推進します。また、体力の向上を図るため、学校体育や部活動の振興を図ります。

<主な取組>

- ・保健教育の充実
- ・健康管理の徹底
- ・児童生徒の体力向上の推進
- ・学校環境衛生の充実

⑤ 学校安全教育の充実

児童生徒が、交通事故、災害、犯罪被害等の危険から身を守る能力を養うため、関係機関と連携を図り、子どもの発達段階に応じた安全教育を行います。

<主な取組>

- ・交通安全教育の充実
- ・防災・防犯教育の充実
- ・地域と連携した子どもの安全環境づくりの推進

⑥ 特別支援教育の推進

児童生徒個々のニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う「特別支援教育」を推進し、能力や可能性を最大限に伸ばします。

<主な取組>

- ・特別支援教育の推進
- ・就学支援の充実
- ・交流教育の充実

また、障がいのある児童生徒の社会的自立を促進します。

14 意欲のある人づくり

(3) 高等学校・高等教育機関との連携・活用

基本方針

教育ニーズの多様化に対応した魅力ある高等学校づくりを促進します。また、地域における生涯学習の充実に向け、高等教育機関との連携・活用を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
生涯学習、企業の研究活動等における大学の利活用に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	44%	47% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

本市には、県立高等学校3校と私立高等学校1校があり、それぞれに特色のある学校づくりが進められています。

山口東京理科大学は、昭和62年(1987年)に短期大学として開校し、その後、平成7年(1995年)に4年制に改組転換され、時代をリードする人材の養成、科学技術をもって地方の活性化と教育の充実を図っています。

また、同大学と本市は、平成18年(2006年)に包括的連携協定を締結し、「山陽小野田市かがく博覧会」や「科学体験講座」等の事業を行い、連携を推進しています。

●課題

社会が高度化、多様化する中で、高等学校については、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めていくことが重要です。

また、高等教育機関については、個性豊かな活力ある地域社会を形成するために、その持てる多くの知的資源をまちづくりに活用する必要があります。

名 称		学科・コース
高校	県立	小野田高等学校 普通科 (定時制) 普通科
		小野田工業高等学校 機械科・情報科学科・化学工業科 (定時制) 機械科
		厚狭高等学校 普通科・総合家庭科 (定時制) 商業科
	私立	サビエル高等学校 普通科
大学	私立	山口東京理科大学 工学部(機械工学科・電気工学科・応用工学科) 大学院(工学研究科)

施策体系

(3) 高等学校・高等教育機関との連携・活用

① 高等学校との連携

② 高等教育機関との連携・活用

施策展開

① 高等学校との連携

生徒の多様な学習ニーズや時代の変化に対応できる学校づくりを支援するとともに、中学校との連携や地域社会との交流を促進します。

<主な取組>

- 私立高等学校教育の振興
- 中学生に対する学習指導の連携
- 高校生の地域社会との交流の促進

② 高等教育機関との連携・活用

市と高等教育機関と地域の連携を進め、高等教育機関が有する高度で専門的な資源を学校、地域へ還元することにより、地域社会の発展を図ります。

<主な取組>

- 大学と連携した市民開放講座の充実・支援
- 小・中学生に対する学習指導の連携

序
論

基本
構
想

プロ
ジ
ェ
ク
ト
略

基
本
計
画

第
五
章

人
が
輝
く
心
豊
か
な
ま
ち
づ
く
り

15 家庭や地域社会の教育力の向上

(1) 生涯学習推進体制の充実

基本方針

誰もが生涯のあらゆる時期において学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習の推進体制の充実を図り、市民の学習成果を地域社会での様々な活動に活かせるシステムの構築を図ります。また、市民の学習ニーズに対応できるよう、社会教育施設の整備・充実を図ります。また、「学校」「家庭」「地域」の連携協力を進め、地域社会全体で子どもの育ちや学びを促進していきます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
図書館や公民館等の生涯学習施設の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	63%	▶ 61% (H24.8)	▶ 増やす
生涯学習機会・活動機会の提供に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	54%	▶ 57% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市の社会教育施設としての公民館は、それぞれが地域住民による生涯学習活動、地域コミュニティ活動、地域福祉活動の地域拠点施設として活用されています。

また、図書館は、生涯学習を進める上での読書センター、情報センターとして重要な役割を果たしています。その他にも、きらら交流館や青年の家などの社会教育施設があります。

●課題

老朽化した社会教育施設については、機能維持を図るために施設の補修・改修が必要です。

また、市民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、施設・設備の機能充実を図るとともに、社会教育に関係する機関・団体間の連携による学習環境の充実が求められています。

さらに、家庭や地域社会で生じている社会的な課題に対する意識の高揚や社会参加につながるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

施策体系

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ① 推進体制の充実
- ② 社会教育施設の充実
- ③ 社会教育活動の充実
- ④ 学校教育と社会教育の連携

施策展開

① 推進体制の充実

市民が多様な学習機会の中から適切に選択できるように、様々な領域の学習機会を継続的・体系的に提供する生涯学習の推進体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ・生涯学習推進プランに基づく施策の推進
- ・生涯学習推進協議会との連携強化
- ・社会教育委員会会議での協議内容の反映

② 社会教育施設の充実

社会教育施設の整備・充実を図るとともに、施設間の情報ネットワークの形成を図り、学習情報の提供体制、相談体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ・公民館等の施設の充実
- ・施設間ネットワークの整備
- ・学習情報の提供体制、相談体制の充実

③ 社会教育活動の充実

市民の多様な学習成果を地域社会での様々な活動に活かせるシステムを整備し、家庭や地域社会で生じている社会的な課題を解決する取組を進めます。

<主な取組>

- ・社会参加型学習機会の整備・充実
- ・社会教育関係団体等の育成・支援
- ・花いっぱい運動の推進

④ 学校教育と社会教育の連携

学校教育と社会教育の連携・強化を図り、子どもたちに対して生活体験や自然体験、職場体験などの体験活動の充実を図ります。

<主な取組>

- ・学校支援地域本部事業の推進
- ・放課後子ども教室事業の充実
- ・社会教育施設の活用による体験学習の充実

15 家庭や地域社会の教育力の向上

(2) 青少年の健全育成

基本方針

青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域が連携して、青少年の規範意識や自立心の醸成を図るとともに、ボランティア活動、地域活動等への社会参加を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
家庭教育学級数	子どもを健全に育てるために家庭で行う教育のあり方を、計画的、集団的に学習する場の数	H19.3	5箇所	▶ 7箇所	▶ 11箇所

現状と課題

●現状

急激な社会経済環境の変化に伴い、少年犯罪の低年齢化や粗暴化とともに、引きこもりやニートなどの問題をはじめ、インターネットや携帯電話が絡んだ犯罪の増加など青少年を取り巻く環境が変化しています。これは、少子化・核家族化が進み、親子の対話やふれあいの減少、地域社会への帰属意識の希薄化など、家庭が本来持っていた子どもの情操や社会性を育む機能が低下したことや地域の教育力が低下したことに関係があるとみられています。

本市では、青少年育成センターや青少年関係団体等の活動をベースに、団体相互のネットワーク化を図り、青少年健全育成の体制づくりを進めています。

●課題

より多くの市民が子どもや若者の生活や意識に関心を持ち、家庭・学校・地域をはじめ様々な人や機関が一層力を合わせて、青少年の健やかな育成を支援していくことが求められています。

施策体系

(2) 青少年の健全育成

① 家庭教育の充実

② 青少年活動の充実

③ 青少年相談と非行防止活動の推進

施策展開

① 家庭教育の充実

人間形成における家庭の果たす役割を重視し、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、家族ぐるみで参加できる行事の開催と参加促進に努めます。

<主な取組>

- 家庭教育に関する学習機会の充実
- 子育てサークルの養成
- 父親の子育てへの参加の促進
- 家庭教育相談体制の整備

② 青少年活動の充実

家庭・学校・地域が連携して、青少年の規範意識や自立心の醸成を図るとともに、ボランティア活動、地域活動等への社会参加を促進します。

<主な取組>

- 青少年育成団体の活動促進
- 青少年の社会参加活動の促進
- 青少年育成指導者の養成

③ 青少年相談と非行防止活動の推進

不登校、いじめ等の課題について、青少年相談体制の充実を図るとともに、地域と一体となって非行を助長する有害環境の浄化や非行防止活動を推進します。

<主な取組>

- 青少年相談体制の充実
- 環境浄化活動や非行防止活動の推進

16 多彩な芸術文化とスポーツの振興

(1) 文化財の保護・継承

基本方針

文化財を愛護する市民意識の醸成を図るとともに、市民誰もが「ふるさと山陽小野田」に愛着を持ち誇りを感じるまちをつくるため、文化財の保護・継承に努め、文化財を生かしたまちづくりに取り組みます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
産業遺産・文化財や伝統文化・芸能の保護と継承に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	51%	52% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

市内には、先人たちの生活の証である有形・無形の文化財が数多く残されています。こうした文化遺産は、長い歴史の中で生まれ育ち、今日の世代まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、本市の歴史や伝統、文化などを正しく理解するうえで極めて重要なものです。

●課題

文化財については、新たな視点をもって価値を見つめながら、その保存継承に努める必要があります。さらに、市民の学習ニーズに応えるためにも、文化財をはじめとする地域の歴史・文化を学ぶ環境づくりが重要です。

指定文化財等の状況（平成24年4月現在）

国指定	周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋	市指定	円応寺薬師堂仏像 3 軀
	旧小野田セメント製造株式会社堅窯		高泊御開作新田記
国登録	小野田セメント山手倶楽部		仁保の上古墳
県指定	松嶽山正法寺銅鐘		塚の川古墳
	小野田セメント徳利窯		岩崎寺観音堂鰐口
	長光寺山古墳出土品		塩浜石炭焚滓堆積地
	岩崎寺仏像 7 軀		法蓮寺梵鐘
	松嶽山正法寺仏像 1 軀		松山窯跡出土品
	物見山経塚出土品		石字経王塔
	長光寺山古墳		糸根の松原
	妙徳寺山1号経塚出土品		平松1号古墳
妙徳寺山古墳出土品	小野田の皿山用具・製品		
市指定	長光寺山経塚・同出土品		仁保の上道乾屋敷跡
	松嶽山正法寺古文書		旦の登り窯
	厚狭毛利家墓所・墓碑	千林尼の大休・指月石畳道	
			旧本山炭鉱斜坑坑口
			古式行事

施策体系

(1) 文化財の保護・継承

① 文化財の保護・継承

② 文化財の活用

施策展開

① 文化財の保護・継承

市民の文化財愛護意識の醸成を図り、文化財の適正な保存や展示、また、調査研究を行うとともに、伝統芸能や伝統行事の継承を図ります。

<主な取組>

- 文化財保護意識の啓発
- 文化財の指定・保存
- 文化財の調査・研究
- 伝統文化の継承

② 文化財の活用

市民が郷土の歴史・文化に触れる場として文化財の整備・活用を図り、ふるさとを愛する心を醸成していきます。

<主な取組>

- 文化財の整備・活用
- 旦の登り窯の保存・修復

序
論

基本
構
想

プロ
ジ
ェ
ク
ト
戦
略

基本
計
画

第
五
章

人
が
輝
く
心
豊
か
な
ま
ち
づ
く
り

16 多彩な芸術文化とスポーツの振興

(2) 芸術文化の振興

基本方針

地域の特色ある芸術文化活動を支援するとともに、質の高い芸術文化に接する機会の提供や環境の整備を進めます。

●目標指標

指標	説明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 H29年度
		基準年	数値		
文化施設の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	49%	55% (H24.8)	増やす
芸術文化活動の振興に関する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	47%	53% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

本市には、文化会館をはじめ、市民館やきららガラス未来館などの文化施設があります。これらの施設では、市民の文化活動の振興や豊かな感性の養成、新たな文化の創意を目的として、多様な事業の企画運営に努めています。

●課題

市民の幅広い活動を一層支援するとともに、質の高い芸術文化に接する機会の提供や環境の整備など、様々な角度から文化振興を促進する必要があります。

文化施設の利用状況（平成23年度）

施設名	利用者数
文化会館	52,741人
市民館文化ホール	40,134人
きららガラス未来館	13,366人

施策体系

(2) 芸術文化の振興

① 芸術文化を育む環境づくり

② 芸術文化活動の推進

施策展開

① 芸術文化を育む環境づくり

芸術文化の基盤づくりを推進するため、文化施設等の整備を促進し、活動の場を拡充します。また、成人のみならず、市内児童生徒が芸術に鑑賞する機会の充実に努めます。

<主な取組>

- 芸術文化施設の整備・充実
- 芸術文化施設の利用促進
- 芸術文化の鑑賞機会の充実
- 民間と連携した文化活動の場づくり
- 市民ギャラリー設置の検討

② 芸術文化活動の推進

市民の自発的な芸術文化活動の活性化を図るため、文化情報の提供、文化団体への支援、芸術文化に顕著な功績のあった個人・団体等の顕彰を図ります。

<主な取組>

- 文化振興ビジョンの策定
- 文化情報の提供
- 文化団体の育成・支援
- 芸術文化活動の顕彰
- ガラス文化の振興

16 多彩な芸術文化とスポーツの振興

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針

心身が健やかで活力のある社会を築くため、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。また、市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、相談・支援、情報提供の充実、指導者の養成・確保、スポーツクラブの育成などを図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
スポーツ施設の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	49%	53% (H24.8)	増やす
スポーツの振興・普及に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	53%	55% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

健康づくりへの関心が年々高まる中、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことで、健康づくり、世代・地域の交流、青少年育成への貢献を進めています。

●課題

子どもから高齢者まで継続的な健康づくりを実現していけるよう、身近なスポーツ・レクリエーション活動の場の確保、市民の適切なスポーツ・健康づくり活動に資する指導体制づくり、市民が主体的・継続的にスポーツ活動を推進するための体制づくりが求められます。

また、県立おのだサッカー交流公園やゴルフ場などを拠点として、スポーツによるまちづくりを推進するとともに、施設の活用を図る必要があります。

スポーツ施設の利用状況（平成23年度）

施設名	利用者数	施設名	利用者数
野球場	9,481人	武道館	柔剣道場 9,425人
厚狭球場	7,227人		弓道場 3,791人
県立サッカー場	59,469人	アーチェリー場	531人
サッカー場	14,321人	市民館体育ホール	16,995人
市民プール	17,501人	運動広場	4箇所 71,031人
市民体育館	58,704人	テニス場	5箇所 20,641人

施策体系

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

- ① スポーツ・レクリエーション施設の充実
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③ スポーツによるまちづくりの推進

施策展開

① スポーツ・レクリエーション施設の充実

体育施設の整備・充実を進めるとともに、学校体育施設や民間体育施設の地域開放を促進するなど、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境の整備を図ります。

<主な取組>

- ・体育施設の整備・充実
- ・学校体育施設の開放
- ・民間体育施設活用の促進
- ・体育関連の技能士等の育成

② スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、相談・支援、情報提供の充実、指導者の養成・確保、スポーツクラブの育成などを図ります。

<主な取組>

- ・相談・支援、情報提供の充実
- ・団体の育成・支援、指導者の養成
- ・総合型地域スポーツクラブの育成
- ・青少年スポーツ育成体制の充実
- ・市民のスポーツとのふれあいの場づくりの推進

③ スポーツによるまちづくりの推進

県立おのだサッカー交流公園などのスポーツ施設を活用して、魅力あるスポーツ大会の開催等多彩なスポーツ交流を促進し、スポーツによるまちづくりを推進します。

<主な取組>

- ・サッカーを中心としたスポーツによるまちづくりの推進
- ・魅力あるスポーツ大会の開催などによる交流の促進

序論

基本構想

戦略プロジェクト

基本計画

第五章

人が輝く心豊かなまちづくり